

(議事の要旨)

開始 14 時 01 分

[田口委員長]

ただいまから、平成 24 年度第 3 回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名は、西田委員にお願いいたします。

本日の案件は、追加案件も含めまして、議案 10 件、報告事項 2 件です。

なお、議案第 20 号から第 23 号までの 4 件は公開しない会議とし、会議の最後に審議したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[田口委員長]

異議なしと認め、会議規則第 12 条により、議案第 20 号から第 23 号までの 4 件は公開しない会議とし、会議の最後に審議いたします。

[田口委員長]

それでは、議事に入ります。議案第 14 号・行政情報部分公開決定に対する不服申立てに係る決定について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第 14 号 行政情報部分公開決定に対する不服申立てに係る決定について

[鈴木学校課長]

議案第 14 号・行政情報部分公開決定に対する不服申立てに係る決定について、でございます。

提案理由でございます。平成 22 年 9 月 13 日付け日教学第 1116 号による行政情報部分公開決定に対する不服申立てについて、日野市情報公開条例第 19 条第 2 項の規定に基づき決定するものでございます。

2 ページをお開きください。

平成 22 年 9 月 13 日付け日教学第 1116 号による行政情報部分公開決定に対する不服申立てに係る決定について。

平成 22 年 11 月 26 日付けをもって提起された、「平成 22 年 9 月 13 日付け日教学第 1116 号による行政情報部分公開決定に対する不服申立て」について、次のとおり決定する。

決定内容でございます。

本件不服申立てを棄却する。

決定の理由でございます。

本件異議申立てに対し、日野市情報公開条例第 19 条第 2 項の規定に基づき、日野市情報公開・個人情報保護審査会の答申を踏まえ慎重に検討を行った。

再任用（教育職員）評定票のうち、面接者の職名及び氏名を非公開とした点について、審査会の答申では、「日野市教育委員会の主張はいまだ抽象的な可能性にとどまるものである。」としている。

日野市教育委員会としては、面接委員の職名及び氏名が公にされると、面接委員に様々な働きかけがなされることは現実的な問題であり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、日野市情報公開条例第7条第6号により非公開とすべきであると考えるところである。

残余について、決定の理由は別添の答申における審査会の判断と同様であるので、ここにそれを引用するものでございます。

不服申立人、経過につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

不服申立ての内容でございますが、「東光寺小学校に垣内成剛を再雇用するために日野市教育委員会から東京都教育委員会に送付した資料（2009.4.1～2010.3.31）」の行政情報公開請求に対して部分公開決定とした件についての不服申立て（異議申立て）でございます。

日野市情報公開・個人情報保護審査会答申の結論でございます。

日野市教育委員会の平成22年9月13日付け行政情報部分公開決定に対する申立人からの平成22年11月26日付け異議申し立ては、一部を認容し、残余を棄却するのが相当と判断する、といものでございました。

答申の内容につきましては4ページから15ページにかけて記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

[田口委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いいたします。

西田委員。

[西田委員]

再任用評定票のうち、面接者の職名及び氏名を非公開とした点について、審査会の答申では、「日野市教育委員会の主張はいまだ抽象的な可能性にとどまるものである。」としています。この「いまだ抽象的な可能性にとどまるものである」という言葉に対して、事務局ではどのように考えていますか、もう少し詳しくお話しください。

[鈴木学校課長]

面接委員の職名及び氏名が開示されることにより、面接委員に問い合わせや苦情が寄せられたり、不当な圧力がかかることなどが懸念されます。

また、面接委員のもとへ、被面接者に関する適切さに欠ける情報が寄せられたり、合否の依頼が寄せられたりなど、様々な情報や働きかけがなされ、選考に係る業務の公正かつ円滑な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあります。

併せて、このようなことから、面接委員の心理的負担が無用に増長することにもなります。

以上のとおり、面接委員の職名及び氏名が公開されることによる影響は、抽象的な可能性にとどまらず、極めて具体的、現実的に起こりえると考えます

[西田委員]

よくわかりました。

[田口委員長]

ほかにご質問ございますか。

[田口委員長]

ないようですので、ご意見を伺います。ご意見ございますか。

[田口委員長]

ないようですので、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。行政情報部分公開決定に対する不服申立てに係る決定について、を原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[田口委員長]

異議なしと認めます。議案第14号は原案のとおり可決されました。

[田口委員長]

次に議案第15号・行政情報部分公開決定に対する不服申立てに係る決定について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第15号 行政情報部分公開決定に対する不服申立てに係る決定について

[鈴木学校課長]

議案第15号・行政情報部分公開決定に対する不服申立てに係る決定について、でございます。

提案理由でございます。平成23年1月24日付け日教学第1839号による行政情報部分公開決定に対する不服申立てについて、日野市情報公開条例第19条第2項の規定に基づき決定するものでございます。

18ページをお開きください。

平成23年1月24日付け日教学第1839号による行政情報部分公開決定に対する不服申立てに係る決定について。

平成23年3月7日付けをもって提起された、「平成23年1月24日付け日教学第1839号による行政情報部分公開決定に対する不服申立て」について、次のとおり決定する。

決定内容でございます。

本件不服申立てを棄却する。

決定の理由でございます。

本件異議申立てに対し、日野市情報公開条例第19条第2項の規定に基づき、日野市情報公開・個人情報保護審査会の答申を踏まえ慎重に検討を行った。

審査会の答申では、平成22年12月2日付け当該公務員発文書については、「当該公務員の保護者に対する謝罪の文書であり、文書の内容は当該公務員の個人情報であって職務遂行情報ではない。従って、当該公務員の氏名は、条例第7条第2号本文により非公開とすべきであり、実施機関が非公開としたことは妥当である。」ということである。

日野市教育委員会としても、謝罪の文書は当該公務員の個人情報であるため日野市情報

公開条例第7条第2号により非公開とすべきであると考えるところである。

そして、謝罪の文書以外の当該公務員の氏名については、公にすることにより、謝罪を行った人物が容易に類推できると考え非公開とするものである。

なお、審査会の判断については、別添答申のとおりでございます。

不服申立人、経過につきましては19ページに記載のとおりでございます。

不服申立ての内容でございますが、「日野市立三沢中学校が3年1組の国語科の授業について説明を求められた件において、回答した文書（2010年11月6日～12月27日発信分）の行政情報公開請求に対して、部分公開決定とした件についての不服申立て（異議申立て）でございます。

日野市情報公開・個人情報保護審査会答申の結論でございます。

日野市教育委員会の平成23年1月24日付け行政情報部分公開決定に対する申立人からの平成23年3月7日付け異議申立ては、一部を認容し、残余を棄却するのが相当と判断する、というものでございました。

答申の内容につきましては、20ページから27ページにかけて記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

〔田口委員長 〕

事務局からの説明が終了しました。ご質問はございますか。高木委員。

〔高木委員 〕

審査会からの答申の内容について、一部、事務局としての見解を伺いたい部分があるのでよろしくお願いしたいと思います。

審査会からの答申の中で、「14通の文書について個別に判断すべき」という指摘があるわけですが、文書を個別に公開しますと、公開した文書の内容から非公開とした文書の内容、個人情報が識別される状況になることが懸念されます。

この点について、事務局としてどのような認識、見解をお持ちでしょうか。

〔鈴木学校課長 〕

平成22年12月2日付け当該公務員發文書については個人情報であって職務遂行情報ではない。従って、実施機関が非公開と決定したことは妥当である、というように、この文書につきましては審査会が個人情報として認めております。

一方、当該公務員の氏名を非公開としたことは妥当でなく、これらの情報は公開すべきである、とした文書が26ページのAからオまでございます。しかし、14通の文書を個別の文書と判断し公開しますと、審査会が個人情報として非公開と決定したことが妥当であると判断した先の文書を発した個人名を容易に類推することが可能であると考えております。よって、これらの文書は非公開とすべきであると考えています。

〔高木委員 〕

わかりました。ありがとうございます。

〔田口委員長 〕

ほかにご質問ございますか。

ご質問がないようです。ご意見ございますか。

ご意見もないようですので、ここでご質問、ご意見は終結します。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に議案第１６号・行政情報非公開決定に対する不服申立てに係る決定について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

議案第 16 号・行政情報非公開決定に対する不服申立てに係る決定について、でございます。

提案理由でございます。平成２３年３月１６日付け日教庶第１０９１号による行政情報非公開決定に対する不服申立てについて、日野市情報公開条例第１９条第２項の規定に基づき決定するものでございます。

30ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年3月31日付けをもって提起された、「平成23年3月16日付け日教庶第1091号による行政情報非公開決定に対する不服申立て」について、日野市情報公開条例第19条第2項の規定に基づき、日野市情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重して、次のとおり決定するものでございます。

決定内容でございます。

本件不服申立てを棄却する。

決定の理由でございます。

本件不服申立てに対し、日野市情報公開条例第１９条第２項の規定に基づき、日野市情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重して審査を行った結果、上記のとおり決定するもので、決定の理由は別添の答申における審査会の判断と同様であるので、ここにそれを引用するものでございます。

不服申立人、不服申立ての内容、経過につきましては31ページに記載のとおりでございます。

日野市情報公開・個人情報保護審査会答申の結論でございます。

日野市教育委員会の平成23年3月16日付け行政情報非公開決定に対する申立人からの平成23年3月31日付け異議申立ては、棄却するのが相当と判断する、というもので

ございました。

答申の内容につきましては、３２ページから３８ページにかけての記載のとおりでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

[田口委員長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いいたします。

[田口委員長]

ご質問がないようです。ご意見ございますか。

[田口委員長]

ご意見もないようですので、ここでご質問、ご意見は終結します。

お諮りします。行政情報非公開決定に対する不服申立てに係る決定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[田口委員長]

異議なしと認めます。議案第１６号は原案のとおり可決されました。

[田口委員長]

次に、議案第１７号・第２７期日野市文化財保護審議会委員の委嘱について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第１７号 第２７期日野市文化財保護審議会委員の委嘱について

[清野生涯学習課長]

議案第１７号・第２７期日野市文化財保護審議会委員の委嘱について。

上記の議案を提出するものです。

提案理由。第２６期日野市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、次の者を第２７期日野市文化財保護審議会委員に委嘱するものでございます。

４０ページをお開きください。

上段に第２７期日野市文化財保護審議会委員の名簿を掲載しております。

詳細については記載のとおりでございます。

なお、新任の委員は７番目、浅井和春委員になっております。

任期は、平成２４年７月７日から平成２６年７月６日の２年間でございます。

以上でございます。

[田口委員長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問ございますか。西田委員。

[西田委員]

新任の浅井和春氏はどういうお方なのか、もう少し説明してください。

[清野生涯学習課長]

日野市に在住の方です。過去に国の文化財保護審議会委員を１０年間されており、今回、

日野市在住ということもあり、日野市の文化財をみていただくという形でお願いをしております。

[田口委員長]

ほかにご質問ございますか。

[田口委員長]

なければご意見を伺います。

[田口委員長]

ご意見もないようですので、ここでご質問、ご意見は終結します。

お諮りします。第２７期日野市文化財保護審議会委員の委嘱について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[田口委員長]

異議なしと認めます。議案第１７号は原案のとおり可決されました。

[田口委員長]

次に、議案第１８号・第２４期日野市公民館運営審議会委員の委嘱について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第１８号 第２４期日野市公民館運営審議会委員の委嘱について

[阿井中央公民館長]

議案第１８号・第２４期日野市公民館運営審議会委員の委嘱について、議案を提出するものでございます。

提案理由でございます。第２３期日野市公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、次の者を第２４期日野市公民館運営審議会委員に委嘱するものでございます。

４２ページをお開きください。

第２４期日野市公民館運営審議会委員は、表のとおり１０名でございます。氏名、住所、備考は記載のとおりでございます。

公募による市民委員が２名、家庭教育の向上に資する活動を行う者１名が新規で、再任が７名となっております。

任期は、平成２４年７月１日から平成２６年６月３０日の２年間でございます。

以上でございます。

[田口委員長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。

[田口委員長]

ご質問がないようです。ご意見を伺います。

[田口委員長]

ご意見もないようですので、ここでご質問、ご意見は終結します。

お諮りします。第２４期日野市公民館運営審議会委員の委嘱について、を原案のとおり

決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[田口委員長]

異議なしと認めます。議案第18号は原案のとおり可決されました。

[田口委員長]

次に、議案第19号・教育委員会職員人事について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第19号 教育委員会職員人事について

[松本庶務課長]

議案第19号・教育委員会職員人事について、でございます。

提案理由でございます。教育委員会職員に対して人事発令を行うものでございます。

46ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年6月30日付発令でございます。

職層名、職務名、氏名、勤務命令につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

[田口委員長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問ございますか。

[田口委員長]

ご質問がないようです。ご意見いかがでしょうか。

[田口委員長]

ご意見もないようですので、ここでご質問、ご意見は終結します。

お諮りします。教育委員会職員人事について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[田口委員長]

議案第19号は原案のとおり可決されました。

[田口委員長]

報告事項に入ります。報告事項第5号・日野市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より報告をお願いします。

○報告事項第5号 日野市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

[松本庶務課長]

報告事項第5号・日野市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、でございます。

52ページ、53ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表により説明をさ

せていただきます。

第2条、下線部分であります。「日野市の住民基本台帳に登録され、または外国人登録されている者」を、「日野市の住民基本台帳に登録されている者」に改めます。

これにつきましては、住民基本台帳法の法改正によりまして、平成24年7月9日より外国人につきましても住民基本台帳に登録されることから、変更するものでございます。

第3条の下線部分につきましても、同様の理由により変更をするものでございます。

第8条でございます。第8条につきましては日野市の休日を定める条例がございます。この第2条におきまして、日野市の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間をもって定めるものが日野市の休日に当たるときは、日野市の休日の翌日をもってその期限とみなす、となっておりますので、この第8条にある規定そのものが必要ないのではないかということで、今回改めるものでございます。

第11条でございます。支給を7月に行うというものを、8月に変更させていただきます。この理由としましては、申請を6月30日まで受け付けており、それから選考審査会、誓約書をいただくといった手続きがあるため、7月中の支給はかなり厳しい日程であったということが1点。もう1点は、支給の方法について現金渡しであったものを公金管理の関係、あるいは申請者からの要望を踏まえまして、口座振替に変更したことでございます。こういったことを踏まえまして支給を8月に変更するものでございます。

第12条につきましては、「戸籍抄本」を「戸籍抄本等」に変更させていただきます。

これにつきましては、外国人につきましては戸籍抄本がございませんので、戸籍抄本等に改めるものでございます。

50ページにお戻りいただきまして、付則になります。

この規則につきましては、平成24年6月1日から施行いたします。ただし、第2条第1号、第3条第1号及び第12条第3号の改正規定は、平成24年7月9日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

[田口委員長]

事務局からの報告が終了しました。ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

[田口委員長]

この制度は、何歳から対象となるのでしょうか。

[松本庶務課長]

高校生が該当いたします。

[田口委員長]

ほかにご質問、ご意見はございますか。

[田口委員長]

ないようですので、ここで報告事項第5号を終了します。

[田口委員長]

次に、報告事項第6号・行政情報の公開請求、について事務局より報告をお願いします。

○報告事項第6号 行政情報の公開請求

[松本庶務課長]

行政情報の公開請求、でございます。

58ページをご覧ください。行政情報の公開請求が2件ございました。

1件目が、請求日4月26日、決定日5月23日。

請求件名、平成22年度と平成23年度分市内各小学校移動教室報告書（6年生分）。

決定内容につきましては、部分公開及び全部公開ということでございます。

2件目は、請求日5月30日、決定日6月1日。

請求件名、平成22年度、23年度の公立小中学校の学校別上下水道使用量及びその金額でございます。

決定内容としては、全部公開としております。

説明は以上でございます。

[田口委員長]

事務局からの報告が終了しました。ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

西田委員。

[西田委員]

各小学校移動教室報告書の公開請求は今までにあったのでしょうか、それとも、今回初めてのことですか。

[鈴木学校課長]

今回、初めてでございます。

[田口委員長]

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

[田口委員長]

ないようですので、ここで報告事項第6号を終了します。

[田口委員長]

次に平成24年7月の行事予定について、事務局より説明をお願いします。

※平成24年7月の行事予定については省略

[田口委員長]

これより議案第20号から第23号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議の中で行いますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

[田口委員長]

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員はご退席ください。なお、本件の終了をもって、平成24年度第3回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係者以外退室)

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

「教育委員会職員の懲戒処分について」

「教育長の措置について」

「日野市立学校長の措置について」

は公開しない会議の中で審議。

[田口委員長]

以上をもちまして、本日の案件はすべて終了しました。これにて平成24年度第3回教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 14時41分